

議案第73号

三田市農業委員会委員等定数条例の制定について

三田市農業委員会委員等定数条例を次のとおり定める。

平成28年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市農業委員会委員等定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 次の各号に掲げる委員等の定数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法第8条第1項に規定する委員 13人

(2) 法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員 11人

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(三田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 三田市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和31年三田町条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、前項の規定による廃止前の三田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 40,700円
-------------	------------